

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年11月1日発行 No. 37

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

5歳～11歳の1・2回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しています。接種希望の方は、コールセンターへご連絡ください。接種会場は、むとうこどもクリニックとなります。

(接種会場での受付は行いません。)

3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。

※12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、ご注意ください。

接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。予約は、コールセンターで受け付けます。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン (3週間間隔で2回接種 1回0.2ml)

※ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

5～11歳の3回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

10月から、5～11歳の3回目接種を開始しています。

【対象者】

2回目接種を終了した日から5か月以上経過した、5～11歳の方

【接種日程】

対象の方へは、あらかじめ接種日程を指定して接種券を郵送していますので、案内通知をご確認ください。

※接種のキャンセル・日程の変更は、コールセンターで受け付けます。

詳細は、接種券の案内に記載しています。

【その他】

16歳未満の方の接種は保護者の方の同意(署名)と同伴をお願いします。

生後6か月児から4歳の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

11月から生後6か月児から4歳までの新型コロナワクチン接種を開始します。

対象となる方へは、接種券を送付いたします。接種希望の方は、コールセンターへご連絡ください。接種会場は、むとうこどもクリニックとなります。

(接種会場での受付は行いません。)

【接種回数・接種間隔】

初回接種は、合計3回の接種となります。1回0.2mlでの筋肉内注射です。

1回目から3週間経過後に2回目を接種し、さらに8週間経過後に3回目を接種します。

※接種期間中に5歳を迎えた場合も3回は同じ乳幼児用のワクチンとなります。

※ワクチンの接種期間(特例臨時接種期間)は、令和5年3月31日までとなっています。

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。予約は、コールセンターで受け付けます。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

【使用するワクチン】

乳幼児用ファイザー社ワクチン

※ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので、必ずご確認ください。

オミクロン株対応ワクチンの接種について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

オミクロン株対応ワクチンは、従来型とオミクロン株に対応した2価ワクチンです。

接種回数は、ひとり1回（無料）です。このワクチンはオミクロン株に対して従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果、発症予防効果も期待されています。

【対象者】

- ① 2回目接種を完了した12歳以上の方で、前回接種から3か月以上経過した方で、3回目または4回目のワクチンが未接種の方
- ② 4回目接種を受けて3か月以上経過した方

※10月21日に、期間が5か月から3か月に短縮されました。

【接種の案内】

上記の対象者①の方から、前回接種から3か月以上経過した方へ順次接種のご案内と接種券を郵送します。前回接種を町内でうけた方は、あらかじめ接種日程を指定しますので、キャンセルや日程の変更の場合は、必ずコールセンターへご連絡をお願いします。

すでに、3回目・4回目接種の接種券が手元に届いているが、まだ接種を受けていない方で接種を希望する方は、コールセンターへご連絡をお願いします。

【使用するオミクロン株対応2価ワクチンについて】

オミクロン株対応2価ワクチンは、BA.1対応型とBA.4-5対応型の2種類があります。

どちらもオミクロン株の成分を含んでいるので、従来の1価ワクチンを上回る効果が期待されています。対応するオミクロン株の種類にかかわらず、いずれか早く打てるワクチンで1回接種をするようお願いします。接種するワクチンは、国からの供給状況により決まります。

※17歳以下の方へは、モデルナ社ワクチンは、接種できません。

※予約システムの変更に伴い、これまで使用していたURLが変更となります。

変更後のURLは、接種券に同封する書類に記載していますので、そちらからご利用ください。予約の申込や変更、キャンセルは接種券がお手元に届いてから行ってください。

県の濃厚接触者・有症状者への抗原定性検査キットの配布事業

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

福島県は、感染拡大のために医療機関への受診集中により、必要な方への医療提供が困難になる事態を避けるため、また、感染の早期探知により感染拡大を抑制することを目的として重症化リスクの低い濃厚接触者、有症状者が希望する場合に抗原定性検査キットを配布（無償）しています。

【対象者】

県内に在住の濃厚接触者または、有症状者の方

※1 濃厚接触者は、症状が出てから使用してください。

※2 重症化リスク（基礎疾患がある、高齢者など）の高い方は、医療機関を受診してください。

【配布期間】

令和4年11月30日（水）まで。

【申請方法】

福島県新型コロナ検査キット配布センターへ Web または電話で申請してください。

アドレス：<https://fukushima-testkit.jp>

電話番号：0120-941-546

【検査方法・陽性反応が出た場合】

- ・配布された検査キットを使い、ご自分で検査をします。
- ・検査結果が陽性の場合は、画像等を保管して医療機関に相談・受診する。または、「福島県陽性者登録センター」へ申請してください。



検査キット
配布センター

新型コロナワクチンの1回目・2回目接種が未接種の方へ
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

オミクロン株対応ワクチンは、12歳以上で初回接種（1回目・2回目）を完了している方が対象です。初回接種が未接種の方には、接種をすることができません。

初回接種を希望する方は、従来型のワクチンになりますのでコールセンターへご連絡ください。従来型のワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定なので希望の方は、お早めにご連絡をお願いします。

また、福島県では、初回接種を希望される方を対象に次のとおり初回接種を実施いたしますので、ご活用ください。

○11月・12月の大規模接種等（初回接種）の実施予定

	郡山市（大規模接種会場）	福島市（ノバックス社ワクチン接種センター）
使用ワクチン	ノバックス社ワクチン	
実施会場	ホテルハマツ （郡山市虎丸町3-18）	福島県保健衛生協会 （福島市方木田字水戸内19-6）
実施日時	11月26日（土）13時～16時30分 ビックパレットふくしま （郡山市南2丁目52） 12月17日（土）13時～16時30分	11月14日（月）15時～15時45分 12月5日（月）15時～15時45分 12月26日（月）15時～15時45分
接種規模	各日150名	各日30名
対象者	原則、新型コロナワクチンの初回接種（1・2回目）が完了していない方（未接種または1回目のみ接種済みの方。なお県内在住で接種券のある12歳以上）	
予約開始日	令和4年10月24日（月）9時～ ※1回目接種を予約された方は、3週間後の2回目接種の予約も行います。	
予約方法	県コールセンターでの予約受付または、県ホームページでのWeb予約受付	

マスクについては、場面に応じた適切な着脱をお願いします。
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

屋内

人との距離（約2m）が保てて、会話をほとんどしない場合は、着用の必要はありません。

距離が確保でき会話をほとんど行わない場合をのぞき

マスクの着用をお願いします。

マスク着用推奨



十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可

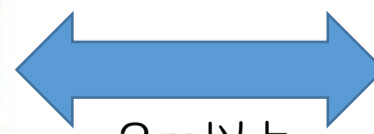


距離が確保できず、会話をする時は着用

屋外

人との距離（約2m）が保てない場合は、着用をお願いします。

季節を問わず、**マスク着用は、原則不要です。**



2m以上



距離を保って、会話をする際はマスクは不要

軽症状者を対象とした「福島県陽性者登録センター」の設置について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、重症化リスクの高い方が適切に受診できる体制を確保するために、ご自身で実施した抗原定性検査キット等の検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としないにご自身で判断できる方を対象としています。

軽症状者で重症リスクの低い人は、保健所に発生届がされなくても自宅療養となります。

ご自身でWebサイトから申請してください。

申請が受付され登録された後は、福島県フォローアップセンターを通じて症状が悪化した場合や健康相談等のサポートを受けることができます。

福島県フォローアップセンター（FUC）※24時間対応
電話番号：0120-897-089

【陽性登録ができる方】

次の①及び②の要件にあてはまる方が対象です。

①下記のいずれかにおいて検査結果が陽性であった方

- ・県から配布を受けた抗原定性検査キットを使用した場合
- ・無料検査事業により検査を受けた場合
- ・自費購入した抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使用した場合

②下記のすべてを満たす方

- ・県内在住
- ・小学生～64歳まで
- ・軽症または無症状
- ・重症化リスクがない。
- ・妊婦ではない
- ・症状がでた日から6日以内（発症日を0日とする）

【申請方法】

インターネット上から申請をお願いします。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/yousei-touroku.html>

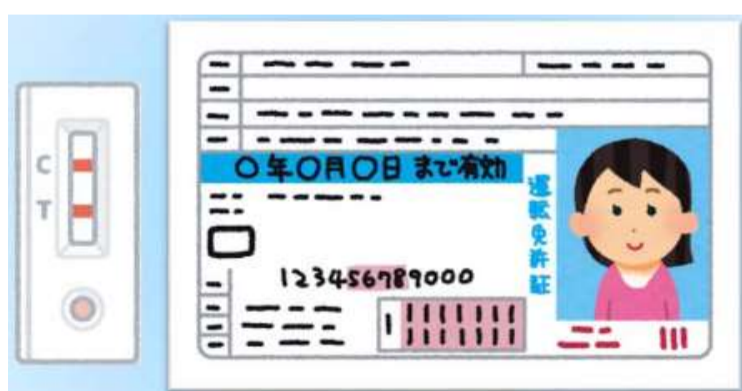


福島県陽性者
登録センター

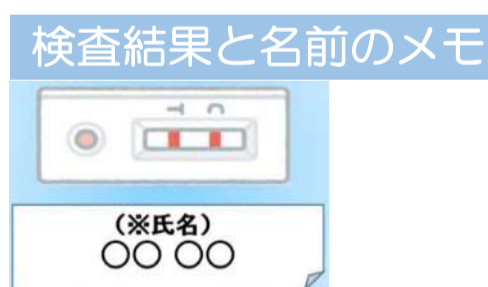
①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ））と検査結果がわかるキットを一緒に撮影した写真データを申請時に添付しますので準備してください。

○画像添付の例

〈本人確認書類と検査キットを一緒に撮影した写真〉



〈別々に撮影した画像〉



または



②福島県新型コロナウイルス感染症 陽性者登録サイトから申請してください。

※1 問い合わせ先 0120-670-050 ※9時～18時 土日祝日可

※2 申請フォームには、氏名、住所、生年月日、検体採取日などを入力します。

【注意事項】

- ・申請すると申請受付のメールが届きます。一日程度を要します。
- ・申請の要件に合わない場合や不備がある場合は登録できません。
- ・申請結果はメールで届きます。
- ・1日あたりの申請が上限に達した場合は、翌日の9時から受付を再開します。
- ・センターでは、薬の処方は致しません。